

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
実施方針等に関する質問及び意見への回答

令和6年3月12日

国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1					用語の定義	バス事業者について、特定のバス会社を想定していると理解していますが、現在利用しているバス会社名をお示しいただけますでしょうか。	具体の会社名は開示できません。現在、三宮駅周辺で発着するバス便が対象となります。
2					用語の定義	バス事業者部会の構成バス事業者をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
3					用語の定義	大規模修繕について、修繕を行う想定年数をお示しいただけますでしょうか。	本施設(国)については、長期修繕計画案作成業務の中での提案に基づき、受発注者で協議して決定します。 本施設(市)についても、事業者の提案となります。なお、募集要項等公表時に施設保全計画書を示すので、参考としてください。
4					用語の定義	大規模修繕について、修繕は再開発ビルと調整の上、同時期に実施する想定でしょうか。	本施設(国)の大規模修繕の時期について、現時点の想定はありません。長期修繕計画案作成業務の中での提案に基づき、受発注者で協議して決定します。
5					用語の定義	大規模修繕について、現在国にて実施することを想定されていますが、修繕詳細項目をお示しいただけますでしょうか。(民間側で費用に見込んでおかなければいけない項目算出のため)	要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の財産区分が民となっている細目は、事業者にて負担を想定しています。 本施設(国)の大規模修繕の修繕詳細項目について、現時点でお示しする想定はありません。長期修繕計画案作成業務の中での提案に基づき、受発注者で協議して決定します。
6					用語の定義	大規模修繕について、ミント神戸バスターミナル(市)大規模修繕の範囲と想定時期、負担区分をお示しいただけますでしょうか。	範囲と想定時期は事業者の提案となります。なお、募集要項等公表時に施設保全計画書を示すので、参考としてください。 負担区分は、実施方針p8 2.1.(11)a)に記載のとおりです。
7					用語の定義	バスの運行管理のみを行う場合でもバス事業者となりますでしょうか。	バス事業者は、定義のとおり、新バスターミナル(1期)及び三宮バスターミナルに特定車両を停留させる民間事業者の総称です。 運行管理業務を行うのは、事業者です。
8					用語の定義(イメージ図)	その他の利便増進事業とは、施設内のバスターミナル以外の施設内の事でしょうか。施設外(デッキ上や駅前広場等)も含めて提案可能かお示しいただけますでしょうか。	その他の利便増進事業については、特定車両停留施設内以外でも可能です。提案の範囲として、バスターミナル専有部分外における利便増進事業の提案も可能です。ただし、整備の是非や場所、使用料等は管理者等との協議次第です。
9	2	2	2.1	(4)	事業目的	現行のミント神戸の1階バスターミナル運営・管理会社より現行の維持管理仕様書は回答時点(公募前)で提示いただけますでしょうか。	三宮バスターミナルはバス事業者部会が運営しており、市から維持管理業務を委託していないため、仕様書を提示することができません。現行の維持管理状況にとらわれず、要求水準を満たすようご提案ください。
10	3	2	2.1	(5)	事業方式	事業者が、バス事業者(国)等の施設利用者から徴収する利用料金とありますが、想定幅があればお示しいただくことは可能でしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
11	3	2	2.1	(5)	事業方式	事業者が、バス事業者(市)等の施設利用者から徴収する利用料金とありますが、想定幅があればお示しいただくことは可能でしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
12	2	2	2.1	(5)	事業方式	BT方式で行われる内装工事の費用は、引渡し時に完払いとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
13	3	2	2.1	(6).a).①	内装整備業務	A・B・C工事の区分について、ライフライン工事(電気・ガス・水道等)は利便増進施設やその他施設においてどこまでの工事を想定されていますでしょうか(1次側・2次側までなど)。	A・B・C工事の区分については、再開発ビル(雲井5)との施工区分を示しており、利便施設やその他施設においても同様です。詳細については、要求水準書(案)添付資料4(守秘義務対象資料)「設計・施工工事区分表」及び添付資料5(守秘義務対象資料)「設備C 工事条件項目表」を確認ください。
14	3	2	2.1	(6).a).①	内装整備業務	A・B・C工事の区分について、初期に国や市で設置した設備の更新費用や修繕費用は国もしくは市によって費用負担する想定でよろしいでしょうか。	設置費用負担の如何に問わず、維持管理業務の中で必要な設備や什器備品の更新については、事業者負担です。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
15	3	2	2.1	(6).a).①	内装整備業務	大規模修繕工事において、どの程度の修繕であれば大規模修繕に含み、経常修繕に該当する工事は何かの詳細をお示しいただけますでしょうか。	大規模修繕の定義に関しては、用語の定義「大規模修繕」を参照ください。経常修繕については、要求水準書(案)p53「経常修繕業務」を参照ください。 なお、本施設(国)の大規模修繕は、事業対象外です。
16	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	市の施設において準備期間の3年間に配備しなければならない人員は要求されていないという理解でよろしいでしょうか。	具体的な人数設定はしておりません。準備業務の実施に必要な体制を確保してください。
17	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置は行政負担での整備、設置を想定されていますでしょうか。	旅客案内システム、デジタル情報案内板は、行政負担での設置は想定しておりません。要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の運行情報提供設備に該当するものは、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
18	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置は行政負担での整備する場合、従前・新規システムとの接続費用負担も行っていただける想定でよろしいでしょうか。	旅客案内システム、デジタル情報案内板は、行政負担での設置は想定しておりません。要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の運行情報提供設備に該当するものは、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
19	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	バスターミナル事業は毎年大きく収入が見込める事業ではないため、旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置は行政負担での整備としていただけますでしょうか。	旅客案内システム、デジタル情報案内板は、行政負担での設置は想定しておりません。要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の運行情報提供設備に該当するものは、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
20	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置、場内バス管制システムの設置や各ハードやソフトの更新についての費用区分をお示しいただけますでしょうか。	旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置や、各ハードやソフトの更新については、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
21	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	チケット販売をできるだけ集約したいと考えており、各バス会社が現状使用しているチケット販売・発券システムをご教示いただけませんか。(高速バスネット・発車オーライなど)	提示できる情報があれば、募集要項等公表時以降に示します。
22	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	現在各バス会社が使用しているバスロケーションシステムをご教示いただけますでしょうか。(メーカー名)	提示できる情報があれば、募集要項等公表時以降に示します。
23	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	新バスターミナルにおける旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置は行政負担での整備、設置を想定されていますでしょうか(資産区分整備表に記載がなかったため)	旅客案内システム、デジタル情報案内板は、行政負担での設置は想定しておりません。要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の運行情報提供設備に該当するものは、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
24	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	バス停を集約するにあたり各バス事業者が使っているバスロケーションシステムについても集約するイメージでしょうか。(各バス事業者が使っているシステムを統合するには横断的な統括システムが必要になると考えるため)	バスロケーションシステムの集約については、事業者の提案によります。
25	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	三宮バスターミナルにある旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等の所有権についてはどちらになるのでしょうか。また、既存の設備やソフトは費用負担無しで選定された事業者が利用できる理解でよろしいでしょうか。	前段について、現施設の旅客案内システム、デジタル情報案内板の所有者はバス事業者部会となります。 後段について、要求水準書(案)添付資料16「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)」にて財産区分が市のものは使用できます。維持管理・運営に関する費用は事業者負担です。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。 バス事業者部会所有のものは、準備業務の中で、事業者とバス事業者部会との協議の上決定してください(要求水準書(案)p65「6.1.2.2.バス事業者部会からの引継ぎ」)。
26	4	2	2.1	(6).a).③	維持管理業務	建築設備点検保守管理業務について、バスターミナル特有の設備・機器があるかお示しいただけますでしょうか。	建築設備点検保守管理業務については、要求水準書(案)p51に記載しています。バスターミナル特有の点検保守管理が必要と考える設備があれば、提案の中で適切な方法を記載ください。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
27	4	2	2.1	(6).a).③	維持管理業務	新バスターミナル及び三宮バスターミナルの維持管理費算出にあたり、必要な現時点で想定される図面一式(意匠図・機械設備図・電気図)ご教示いただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
28	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	料金徴収業務について、停留料金の設定に上限はない理解でよろしいでしょうか。	料金徴収業務における停留料金の設定については、要求水準書(案)p57に記載のとおりです。
29	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	新バスターミナルにおける想定人員体制をお示しいただけますでしょうか。(常駐要員やチケット販売スタッフ、案内スタッフの数等)	<p>最低限の人員配置として要求している人数は下記になります。あくまで最低限であり、適切な配置をご提案ください。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。常駐は必須とはしておりませんが、要求水準を満たすように配置してください。</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括代理人及び総括代理人直属のスタッフ兼統括管理責任者1名 <p>【新バスターミナル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ1名(繁忙時間は2名) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 <p>(警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能)</p> <p>【三宮バスターミナル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ 必要人数 <p>(警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能)</p>
30	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	新バスターミナル及び三宮バスターミナルにおける想定人員体制を体制図としてお示しいただけますでしょうか。兼務の可否についても図中でお示しいただけますでしょうか。	最低限の人員配置として要求している人数は、No.29の回答を参照してください。体制図については、募集要項等公表時に示します。
31	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	案内業務はサービス水準が保てれば、Ai受付システムを活用することも可能でしょうか。	要求水準を満たせば、提案することは可能です。
32	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	新バスターミナルにおける想定の販売チケットの種類と利用バス事業者数をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
33	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	新バスターミナルにおける想定の販売チケット有人販売を行う予定券種をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
34	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	有人警備及び機械警備とあるが、警備ロボットの活用により、サービス水準が保てれば、無人警備でも可能でしょうか。	本施設(国)の警備業務については、要求水準書(案)p52「有人警備及び機械警備」のとおり、有人警備が必須です。有人警備に加えて警備ロボットの活用提案は可能ですが、無人警備は認められません。
35	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	サービス水準を保てれば、機械警備のみの警備でも可能でしょうか。	本施設(国)の警備業務については、要求水準書(案)p52「有人警備及び機械警備」のとおり、有人警備が必須です。機械警備のみの警備は認められません。
36	4	2	2.1	(6).a).④	運営業務	危機管理対応業務について、災害時の備蓄確保が想定されていると思いますが、保管責任や費用については行政で負担するという理解でよろしいでしょうか。また、備蓄品の中に食品がある場合の消費期限切れ時や物品の劣化による買換え費用の負担区分をお示しいただけますでしょうか。	再開発ビル(雲井5)ではホールを緊急避難場所、一時滞在施設とすることを想定しており、本施設(国)において災害時の備蓄の保管は想定しておりません。ただし、要求水準書(案)p60に記載のとおり、災害発生時には3日間程度、運営業務の継続を行う必要があり、そのために必要な備蓄については事業者負担です。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
37	4	2	2.1	(6).a).④	運營業務	会議への参加や検討会があると推察できますが、頻度はどの程度を想定しておりますでしょうか。	要求水準書(案)に参加を求める会議等を記載しているため、参照ください。提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
38	4	2	2.1	(6).a).④	運營業務	国や市も参加するいくつかの部会や協議会への参加とありますが、開催の頻度をお示しいただけますでしょうか。	「国や市も参加するいくつかの部会や協議会への参加」という記載はありません。
39	4	2	2.1	(6).a).④	運營業務	三宮周辺におけるエリアマネジメント活動とありますが、頻度はどの程度を想定しておりますでしょうか。	要求水準書(案)p61のとおり、エリアマネジメント組織の組成は検討段階であり、エリアマネジメント組織の活動や定例会議等の頻度を現時点で示すことはできません。ただし、再開発ビル(雲井5)を含む周辺においては、まちづくりに資するイベント等の企画提案・実施など、事業者によるエリアマネジメント活動の提案を受け付けます。
40	4	2	2.1	(6).a).④	運營業務	新バスターミナルにおいて、各バス事業者のバス停は決定していますでしょうか。	要求水準書(案)p48のとおり、集約方針に基づき、各バスターミナルでのバスの発着位置(ハース)は調整の場で協議し、事業者がバス便の移行調整業務の中で決定していただくこととなります。
41	5	2	2.1	(6).b).①	準備業務	事業用パンフレットの作成とありますが、現在三宮バスターミナルで作成しているパンフレットの種類とそれにかかる費用をお示しいただけますでしょうか。	事業パンフレットは、要求水準書(案)p48及びp65の記載内容を確認の上、本事業において必要と考える費用を検討してください。
42	5	2	2.1	(6).b).②	維持管理業務	三宮バスターミナルにおける原状の維持管理業務(清掃や警備員の配置等)お示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。ただし、現状の三宮バスターミナルの体制にとらわれず、要求水準を満たす適切な体制・費用をご提案ください。
43	5	2	2.1	(6).b).②	維持管理業務	三宮バスターミナルにおいては、大規模修繕業務がございますが、民間事業者にて実施、負担をする想定でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
44	5	2	2.1	(6).b).②	維持管理業務	三宮バスターミナル大規模修繕業務について、実施想定時期や範囲をお示しいただけますでしょうか。	実施時期や範囲は事業者の提案となります。なお、募集要項等公表時に施設保全計画書を示すので、参考としてください。
45	5	2	2.1	(6).b).③	運營業務	三宮バスターミナルにおける現在の人員体制をお示しいただけますでしょうか。(常駐要員やチケット販売スタッフ、案内スタッフの数等)	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。ただし、現状の三宮バスターミナルの体制にとらわれず、要求水準を満たす適切な体制をご提案ください。
46	5	2	2.1	(6).b).③	運營業務	三宮バスターミナルにおける現在の販売チケットの種類と利用バス事業者数をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
47	5	2	2.1	(6).b).③	運營業務	三宮バスターミナルにおける現在の販売チケットで有人販売を行っている券種をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
48	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	国にお支払いする占有料について、参加検討にあたり、現時点の想定額を質問回答時にお示しいただけますでしょうか。(可能とであれば根拠も併せてご教示頂けたら幸いです。)	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
49	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	国にお支払いする占有料について、公共貢献による減免を予定とありますが、具体的にはどのような内容を想定されていますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
50	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	市にお支払いする占有料について、減免予定の記載がありませんが、国と違い減免や補助の想定はないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)に準じて、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
51	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	国及び市の占有料金について、様々なテナントを誘致可能とし、選択の幅を広げるため、0円以上の提案としていただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占有料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占有料を免除することとしています。
52	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	占有料は、公共貢献による減免をうけて、0円となるの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占有料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占有料を免除することとしています。
53	5	2	2.1	(6).d)	三宮バスターミナル利便増進事業	c)と同様に公共貢献による減免により占有料を0円として頂けないでしょうか？	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)に準じて、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占有料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占有料を免除することとしています。
54	6	2	2.1	(7).a)	本事業(国)の事業期間	準備業務について、先行して行うことも可能と記載がございますが、期間については民間事業者からの提案によるという理解でよろしいでしょうか。また、準備期間の人件費や広告にかかる費用について、国や市からの費用負担想定はございますでしょうか。	準備業務の期間については、提案によります。 準備業務について、国・市の費用負担は想定していません。
55	6	2	2.1	(7).a)	本事業(国)の事業期間	現在事業期間は30年度間(内装整備期間・準備期間含む)を想定されていますが、昨今の物価変動や不安定な社会情勢の中、適宜情勢に合わせ、事業期間中でも年毎、または、数年ごと契約内容の見直し、協議は可能でしょうか。	募集要項等公表時に示します。
56	6	2	2.1	(8).a)	本事業(市)の事業期間	現在事業期間は30年度間(準備期間含む)を想定されていますが、昨今の物価変動や不安定な社会情勢の中、適宜情勢に合わせ、事業期間中でも年毎、または、数年ごと契約内容の見直し、協議は可能でしょうか。	募集要項等公表時に示します。
57	7	2	2.1	(9)	運営権対価の支払い	運営権対価の提案額は0円でもよいとの理解(失格とならない)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営権対価にかかる詳細は、検討した結果を募集要項等公表時に示します。
58	7	2	2.1	(10).c)	運営に係る費用負担	管理組合に支払う管理費の金額は、公募時に示されるという理解でよろしいでしょうか。また、管理組合に支払う修繕積立金は発生しない又は国負担となるという理解でよろしいでしょうか。	管理費の金額設定については、募集要項等公表時に示します。 修繕積立金を管理組合に支払う場合は、国が負担することを想定しています。
59	7	2	2.1	(10).c)	運営に係る費用負担	管理費について、事業者が代理納付することが想定されているが、費用は国負担という理解でよろしいでしょうか。	管理費は、実施方針p7「事業者は、実施に要するすべての費用(再開発ビル(雲井5)に係る管理費(※)を含む)を負担する。」のとおり、事業者負担になります。
60	7	2	2.1	(10).c)	運営に係る費用負担	バスターミナルの収入源としては、停留料金とテナント賃料が主要な要素となります。これらの収入は不確定要素を含んでおり、経営の安定性と持続可能性の観点から、国や市からのサービス購入料の負担について検討頂けますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
61	8	2	2.1	(11).a)	維持管理に係る費用負担	大規模修繕のうち、建物躯体を除く壁・天井・床の全面更新及び舗装部分の全面更新の費用は、市の負担となっておりますが、躯体に係る大規模修繕は建物所有者負担の想定でしょうか。	建物躯体の大規模修繕は、本事業の範囲外であり、建物所有者の実施・負担です。
62	8	2	2.1	(11).a)	維持管理に係る費用負担	大規模修繕のうち、民間事業者で見込む必要のある工事項目をご教示頂ください。	大規模修繕の工事項目は、事業者の提案となります。なお、募集要項等公表時に施設保全計画書を示すので、参考としてください。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
63	8	2	2.1	(11).a)	維持管理に係る費用負担	仕上げの修繕については、対象範囲に関わらず事業者負担との事ですが、協議も難しいでしょうか。(現在管理協議会との取り決めがあればご教示頂けたら幸いです。)	現状は、要求水準書(案)p71に記載の内容のとおりです。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要領公表時に示します。
64	8	2	2.1	(11).b)	運営に係る費用負担	共益費について、事業者が代理納付することが想定されているが、費用は市負担という理解でよろしいでしょうか。	共益費は、実施方針p8「事業者は、実施に要するすべての費用(ミント神戸に係る共益費(※)を含む)を負担する。」のとおり、事業者負担になります。
65	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	プロフィットロスシェアの導入検討を想定との事ですが、停留料についても想定していた新規路線の誘致が難しかった場合、ロスシェアとして補填される可能性があるということでしょうか。	プロフィットロスシェアの導入は、実施方針 別紙1-1「リスク分担表(国)」、実施方針 別紙1-2「リスク分担表(市)」に記載の需要変動リスクへの対応です。需要変動リスクに該当する場合は、プロフィットロスシェアの適用を想定しています。詳細は、募集要項等公表時に示します。
66	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料金及び便利施設の利用者から得た収入がプロフィットシェア・ロスシェアの対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
67	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	想定収入を下回ったロスシェアは全額、行政負担のご検討は可能でしょうか。	実施方針 別紙1-1「リスク分担表(国)」、実施方針 別紙1-2「リスク分担表(市)」の「需要変動リスク」の記載を参照ください。「下回った場合には国も一部負担する」「下回った場合には市も一部負担する」のとおり、全額ではなく、一部負担の想定です。詳細は、募集要項等公表時に示します。
68	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	参画の検討を行うにあたり、質問、意見書の回答時にプロフィットシェアの参考値(例えば想定収入の〇〇%以上になった場合など)をお示しいただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
69	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	プロフィット・ロスシェアリングについて、黒字側と赤字側の割合は同じ割合になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
70	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	新規バス会社や路線の誘致にあたり停留料金の値引き設定は可能でしょうか。	停留料金は、要求水準書(案)「料金徴収業務」の記載を遵守し、届け出等の手続きを行った上で、事業者が設定可能です。ただし、国または市が不当な差別的取り扱いがあると判断した場合は、変更を命じることがあります。
71	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料金の設定について、何円～何円の範囲となるでしょうか。事業者が、条件に抵触しないと判断し料金設定し、受託した後に条件に反するとした場合、事業の遂行が困難となるため、目安をご教示いただければと存じます。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
72	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料の設定可能範囲について、バス事業者への参考意見聴取等はされておりますでしょうか。	バス事業者との意見交換を実施しています。
73	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料設定に関して、質問、意見書の回答時に現行停留料金及び三宮バスターミナルの停留料金情報は開示頂くことは可能でしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
74	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料設定に関して、公募前にバス事業者と料金設定についての対話の場を設定または、料金についての各バス事業者の意見を頂き、公表いただくことは可能でしょうか。	公募前にバス事業者と料金設定についての対話の場を設定はしません。各バス事業者の意見についても公表できません。ただし、何らかの形で目安等を示す方法を検討し、提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
75	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	便利施設のテナントについて、提案時の内容に限らず運営期間中柔軟に変更することは可能でしょうか。	提案時の内容から異なる内容のテナントに変更する場合には、便利施設(国)は国、便利施設(市)は市との協議が必要です。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
76	9	2	2.1	(13)	特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	現在(予定)となっておりますが、募集要項質疑に対する回答時に変更の可能性がありますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
77	9	2	2.1	(13)	特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	観光地との連携の観点より、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車(貸切バス)を加えて頂けませんでしょうか。	事業目的として、三宮駅周辺に点在する中・長距離バスを集約することを考えており、新バスターミナル(Ⅰ期)整備時点では集約対象となる中・長距離バスを集約することができないため、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車(貸切バス)を対象とすることは想定していません。三宮バスターミナルについても同様です。
78	9	2	2.1	(13)	特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	以前次世代モビリティとの連携も想定されていましたが、次世代モビリティ(自動バス)は特定車両停留施設内には停留する想定ではないという理解でよろしいでしょうか。	特定車両用場所への自動運転バスの停留は想定していません。
79	9	2	2.1	(13)	特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	次世代モビリティ(自動バス)の活用を想定している場合、停留可能場所をお示しいただけますでしょうか。	特定車両用場所への自動運転バスの停留は想定していません。
80	9	2	2.1	(14).a.① (15).a.①	追加投資	本施設(国)(市)との一体性が認められる対象については・・・とありますが、判断基準をご教示いただけますでしょうか。	追加投資は、運営・維持管理期間中に提案があった場合に、国または市との協議により判断します。国または市との協議より、本施設(国)(市)との一体性が認められると国または市が判断した場合に、国または市の所有物となり、運営権設定対象施設(国)(市)に含まれます。
81	9	2	2.1	(14).a.① (15).a.①	追加投資	追加投資について、初期に国により整備された設備についての、更新や設備に導入されているソフトウェアのアップデート等は国の負担で行うという理解でよろしいでしょうか。	原則、維持管理業務において実施されるものであり、事業者負担です。本施設(国)ソフトウェアのアップデート等に際し、機器等の更新が用語の定義における「大規模修繕」に該当すると認められる場合に限り、国負担となります。
82	9	2	2.1	(14).a.① (15).a.①	追加投資	追加投資について、本施設(国)(市)との一体性が認められる対象については・・・とありますが、最低限バス運行に関わる機器の導入費や更新については国・市負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものは事業者自らの責任と費用により実施してください。最低限バス運行に関わる機器の導入費や更新についても、追加投資として事業者が実施する場合は、事業者の負担により実施してください。
83	10	2	2.1	(15).a.②	大規模修繕	運営権設定対象施設(市)について、大規模修繕を行う。とありますが、従前の計画の開示(金額・範囲)をご教示いただけますでしょうか。	No.6の回答を参照してください。
84	10	2	2.1	(15).a.②	大規模修繕	本来大規模修繕の対象部分に該当する修繕について、国・市の判断により見送られた工事範囲より不具合が発生した場合の工事負担については国・市負担と理解してよろしいでしょうか。	国が大規模修繕を実施する部分について、国が大規模修繕を行わないことにより不具合が生じた場合、当該不具合の発生が事業者の責によるものでないのであれば、国負担となる想定です。なお、本施設(市)については、要求水準書(案)p.711に記載のとおり、本施設(市)の全てが事業者による大規模修繕の対象範囲となります。
85	10	2	2.1	(16).b)・c)	事業者の資産等(国)(市)	事業者の保有資産となる更新投資について、事業終了時に残存価値がある場合、簿価等で国・市による買取は可能でしょうか	「更新投資」は、本事業における「追加投資」と解釈した上で回答します。事業者の保有資産については、追加投資を含め、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分(第三者への譲渡を含む。)することを基本とします。ただし、国・市または国・市の指定する第三者が必要と認められたものを引き継ぐことができます。買取含む引継ぎの詳細については、協議により定めます。
86	12	3	3.2	(4).a)	質問の受付	募集要項等の質問は数回実施される想定でしょうか。	実施方針p30「表6 今後のスケジュール(予定)」に記載のとおり、2回を想定しています。詳細は、募集要項等公表時に示します。
87	13	3	3.2	(6)	競争的対話等の実施	対話相手は国及び市のみでしょうか。	対話相手は、国及び市のみです。なお、対話時に、本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人が同席する場合があります。
88	13	3	3.2	(8)	事業提案書の審査	プレゼンテーションの時期をお示しいただけますでしょうか。(準備期間含め)	募集要項等公表時に示します。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
89	14	3	3.3	(1)	応募者の構成	SPCを設立する場合、本事業の遂行上果たす役割等やそれぞれの関わる業務を明記することとなっているが、役割等や業務について参加表明後に変更は可能でしょうか。	「SPCを設立する場合」とありますが、本事業ではSPCの設立は必須です。実施方針p15「参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国及び市と協議するものとし、国及び市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」のとおり、協議の上で認められた場合は、変更が可能です。
90	15	3	3.3	(1)	オ 再委託	オに記載の業務以外は全て再委託可能との理解でよろしいでしょうか。	実施方針p3「事業者は以下に示す業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。」を遵守した上で、再委託が可能です。
91	16	3	3.3	(3).a)	本施設(国)の内装整備業務に携わる企業①内装設計企業	参加資格要件を満たしていれば②内装施工企業の設計部門が①内装設計企業となることは可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
92	17	3	3.3	(3).a)③	工事監理企業	各工事の配置予定技術者の資格について、具体的な要件は参加検討の際に必要なため、回答時にお示しいただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
93	17	3	3.3	(3).a)	本施設(国)の内装整備業務に携わる企業③工事監理企業	参加資格要件を満たしていれば②内装施工企業の設計部門が③工事監理企業となることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	18	3	3.3	(3).c).ア	本施設の運営業務に携わる企業	特定車両停留施設の運営業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績を有すること。とありますが、バスターミナルの運営実績は事例が少なく参加企業も限られるため、要件の緩和をお願いできませんでしょうか。	バスターミナル専用施設でなくとも、「一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス、路線バス)及び一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績」がある場合は、バスターミナル運営実績があるものと認めます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
95	18	3	3.3	(3).c).ア	本施設の運営業務に携わる企業	特定車両停留施設の運営業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績を有すること。とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む空港施設の運営事業(PFIコンセッション事業)を行うSPCへの出資実績は、対象実績に含まれますでしょうか。	バスターミナル専用施設でなくとも、「一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス、路線バス)及び一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績」がある場合は、バスターミナル運営実績があるものと認めます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
96	18	3	3.3	(3).c).ア	本施設の運営業務に携わる企業	特定車両停留施設の運営業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績を有すること。とありますが、既に事業期間が終了した駐車場PFI事業の取組み実績(維持管理)は、対象実績に含まれますでしょうか。	バスターミナル専用施設でなくとも、「一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス、路線バス)及び一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績」がある場合は、バスターミナル運営実績があるものと認めます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
97	18	3	3.3	(3).c).ア	本施設の運営業務に携わる企業	特定車両停留施設の運営業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績を有すること。とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む複合施設や空港ターミナルビル等も対象実績に含まれますでしょうか。	バスターミナル専用施設でなくとも、「一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス、路線バス)及び一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績」がある場合は、バスターミナル運営実績があるものと認めます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
98	23	5	5.2		手荷物預かり・手荷物宅配	想定として本業務について有人での対応になりますでしょうか。	要求水準を満たすのであれば、有人無人は問いません。
99	30	11	11.2		今後のスケジュール(予定)	記載のスケジュールで進めるに当たり、想定停留料金発生について、関係バス事業者の合意を得ているという理解でよろしいでしょうか。	想定される停留料金の設定幅については、バス事業者との意見交換を実施しています。ただし、実際の想定停留料金は事業者の提案によります。事業開始後に、事業者が提案に基づく料金を設定の上、国・市及び乗り入れるバス事業者と調整を行ってください。
100	30	11	11.2		今後のスケジュール(予定)	プレゼンテーションの機会はないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針p13に記載のとおり、提案提出者がその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定しています。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
101	別紙1-1 リスク分 担表(国) 4				30物価上昇リスク	「一定範囲以下の物価変動」の一定範囲をご教示ください。	公共工事約款を参考に設定しますが、詳細は募集要項等公表時に示します。
102	別紙1-1リ スク分担 表(国)					38物価上昇リスクの負担者は事業者になっていますが、特定事業契約の中で、物価変動に採用する指標(企業向けサービス価格指数等)が示され、改定されるという理解でよろしいでしょうか。26年間の物価上昇リスクを全て入札時に見込むことは難しいため、現時点での想定をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
103	別紙1-2リ スク分担 表(市)					24物価上昇リスクの負担者は事業者になっていますが、特定事業契約の中で、物価変動に採用する指標(企業向けサービス価格指数等)が示され、改定されるという理解でよろしいでしょうか。26年間の物価上昇リスクを全て入札時に見込むことは難しいため、現時点での想定をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1	3	2	2.1	2.1.1	三宮再整備の目指す姿	「えき」と「まち」が行き来しやすく、より便利で回遊性を高める空間とありますが、現在想定している回遊性を高める施策をご教示いただけますでしょうか。(パーソナルモビリティの活用など)	連節バス、BRT、LRT等の段階的な導入や、コミュニティサイクルの充実による回遊性向上を検討しています。
2	3	2	2.1	2.1.1	三宮再整備の目指す姿	パーソナルモビリティ活用を提案した場合の置き場をお示しいただけますでしょうか。	地下2階の一部をパーソナルモビリティ置き場として活用することは可能です。その他の場所も安全上問題がなければ提案は可能です。
3	4	2	2.3		業務の範囲	事業者は以下に示す業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。とありますが、「すべて一括」とならなければ該当せず、各項目についての部分的なもしくは項目ごとの委託は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施方針p15に記載のとおり、準備業務のうち「供用約款の策定」、運営業務のうち「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便の移行調整業務」については再委託できません。
4	8	2	2.6	2.6.2	新バスターミナル(Ⅰ期)の概要	⑦バース数の予定について、乗換5バースに対し、待機4バースで運用は可能でしょうか。(待機場所の数は足りるでしょうか。)想定があればご教示いただけますでしょうか。	バース運用については、募集要項等公表時に改めて示します。Ⅰ期完成時点のバース数については、バス事業者の意見を確認し、設定しております。
5	8	2	2.6	2.6.2	新バスターミナル(Ⅰ期)の概要	⑦バース数の予定について、バス事業者の意見徴収はされておりますでしょうか。	Ⅰ期完成時点のバース数については、バス事業者の意見を確認し、設定しております。
6	9	2	2.6	2.6.3	本事業(国)の対象施設	公共無線LANについて、初期導入は国負担で実施となりますでしょうか。故障や経年劣化による機器交換について国・市での費用をお願いできますでしょうか。	公共無線LANについて、整備は国負担になります。故障や経年劣化による機器交換費用は事業者で負担してください。
7	9	2	2.6	2.6.3	本事業(国)の対象施設	自動販売機、コインロッカーの設置場所、設置可能場所についてお示しいただけますでしょうか。	バスターミナル専有部分(国)内に設置いただくことを想定しています。
8	9	2	2.6	2.6.3	本事業(国)の対象施設	広告の掲出可能場所を図面上にお示しいただけますでしょうか。	バスターミナル専有部分(国)内に設置いただくことを想定しています。
9	9	2	2.6	2.6.3	本事業(国)の対象施設	ATM・外貨両替機の導入について、指定の金融機関があればご教示いただけますでしょうか。	現時点で、指定することは想定していません。
10	10	2	2.6	2.6.5	本事業(市)の対象施設	公共無線LANについて、故障や不具合の際の機器交換についての費用の負担区分をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)添付資料16「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)」のとおり、事業者の負担となります。
11	10	2	2.6	2.6.5	本事業(市)の対象施設	公共無線LANについて、設置箇所をご教示いただけますでしょうか。	KOBE Free Wi-Fiを三宮バスターミナルの待合室に設置しています。それ以外の公共無線LANは設置しておりません。
12	11	2	2.7	2.7.2.a	新バスターミナル(Ⅰ期)完成時点	路上の長距離路線の乗車便の運営バス事業者をご教示いただけますでしょうか。	具体の会社名は開示できません。
13	11	2	2.7	2.7.2.a	新バスターミナル(Ⅰ期)完成時点	新バスターミナル(Ⅰ期)完成時点では、一部の降車便は道路上での降車のままと。とありますが、場所をご教示いただけますでしょうか。	新バスターミナル(Ⅰ期)の周辺で検討中であり、現時点ではお示しできません。詳細は今後の検討になります。
14	11	2	2.7	2.7.2.b	新バスターミナル(Ⅱ期)完成時点	Ⅱ期はⅠ期事業と連携が必要となりますが、Ⅰ期の選定事業者はⅡ期の事業化時点でどのようなかわり方となるのでしょうか。	要求水準書(案)に記載の下記のかわり方になります。 ・新バスターミナル(Ⅱ期)に集約するバス便数について「三宮周辺地区のバスのあり方研究会」その他の関連する会議体で意見交換を行うため、参加できる体制を確保してください。 ・新バスターミナル(Ⅱ期)が事業化された場合は、新バスターミナル(Ⅱ期)開業までに、集約方針に基づきバス便の移行調整を行ってください。
15	12	2	2.8	2.8.1.b	大規模修繕	大規模修繕については、その内容につき運営権者として意見、修繕内容の協議は可能でしょうか。	長期修繕計画案作成業務の中で意見、協議となります。
16	13	3	3.1	3.1.1	基本方針	約30年間という長期にわたる事業期間において、計画時からの費用変動について協議できる仕組みとして頂けないでしょうか。	募集要項等公表時に示します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
17	13	3	3.1	3.1.4	本事業の調整に関する事項	国・市の施設の配置要員については詳細を明示いただくとともに、図にてわかりやすくお示しいただけますでしょうか。(先行事例では配置要員の兼務の可否や要求が文章のみでは読み取りづらかったため)	<p>最低限の人員配置として要求している人数は下記になります。あくまで最低限であり、適切な配置をご提案ください。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。</p> <p>【共通】 ・総括代理人及び総括代理人直属のスタッフ兼統括管理責任者1名</p> <p>【新バスターミナル】 ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ1名(繁忙時間は2名) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 (警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能)</p> <p>【三宮バスターミナル】 ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ 必要人数 (警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能)</p>
18	18	5	5.1	5.1.1	内装整備のコンセプト	兵庫らしさ神戸らしさを演出する店舗とありますが、この条件は全ての店舗ではなく一部店舗が適合していれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準としてはご理解のとおりです。兵庫らしさや神戸らしさを演出するために適切な配置をご提案ください。
19	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	運行管理室・事務室	運行情報提供設備とは初期は誰が整備するのでしょうか。また、更新費用・ランニングコストの負担についてもお示しいただけますでしょうか。	運行情報提供設備は、事業者負担での設置を想定しています。更新費用・ランニングコストの負担は事業者です。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
20	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	運行管理室・事務室	運行管理室・事務室はSPC事務所として併用可能でしょうか。登記も可能でしょうか。	運行管理室・事務室をSPCの事務所として利用することは可能です。登記についても可能です。
21	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	乗客券販売所	乗客券販売機は各バス事業者が整備するのでしょうか。	自動発券機の設置について、整備主体の指定はありません。要求水準を満たす範囲で、事業者の提案によります。
22	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	乗客券販売所	新バスターミナル(Ⅱ期)の乗り入れ便数増加に対応とありますが、増加便数をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)添付資料12(守秘義務対象資料)「発着想定便数と余裕枠」に記載のとおりです(記載しているバス便は新バスターミナル(Ⅱ期)供用後の集約対象バス便です)。
23	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	乗客券販売所	バス事業者(国)とありますが、バス事業者(国)とは想定をお示しいただけますでしょうか。	実施方針の用語の定義「新バスターミナル(Ⅰ期)に特定車両を停留させる民間事業者の総称。」のとおりです。
24	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	乗客券販売所	バス事業者(国)が国である場合、バス事業者(国)負担で行う整備についてお示しいただけますでしょうか。	バス事業者(国)は国ではありません。実施方針に記載の用語の定義「新バスターミナル(Ⅰ期)に特定車両を停留させる民間事業者の総称。」のとおりです。
25	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	バス監視設備	設備整備(カラーモニター等)にかかる初期費用は国負担となりますでしょうか。また、更新費用やランニングコストの負担区分もお示しいただけますでしょうか。	バス監視設備の初期整備費用は民負担です。更新費用やランニングコストは事業者負担です。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
26	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	トイレ	トイレの利用時間をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)p22「トイレの利用可能時間はバスが運行している時間とし、」のとおりです。バスの運行時間は提案によります。
27	25	5	5.1	5.1.4.1.(4)	内装計画.b.床.(d)床	「床置きする各種設備機器を床面から突出させない」とは、床面に設置する機器(コンセントボックス等)を床面に埋め込みにすることの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。交通結節機能を有する施設特性を踏まえ、バリアフリーに配慮してください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
28	28	5	5.1	5.1.4.3.(1)	電気設備a.共通事項(c)	敷設する配線・ケーブルの20%以上の割増しを見込むとありますが、余長の見込みを指定されているとの理解でよろしいでしょうか。	予備の数量等、将来的な可変性を想定しています。
29	35	5	5.1	5.1.5.2.(3)	コスト削減報告書の作成	民間の技術力や創意工夫の活用によりコスト削減を図れた場合にも国からの費用支払い減少など処置がございませうでしょうか。	民間の技術力や創意工夫の活用などPFI方式によりコスト削減を図った場合には、国からの費用支払い減少処置はありません。ただし、技術革新によるコスト削減が可能な場合には、国からの費用支払いを減少させることがあります。詳細は、募集要項等公表時に示します。
30	48	5	5.2	5.2.2	業務の実施	事前準備として内装工事中でも必要に応じて現地での協議・調整が出来る仕組みづくりをお願いできますでしょうか。	要求水準書(案)p7のとおり、準備業務は内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能としています。その際、必要な仕組みづくりがあれば、ご提案ください。
31	54	5	5.3	5.3.2.7.b	要求水準	(国)日常的に発生する不具合以外は大規模修繕で実施と理解でよろしいでしょうか。また、その線引きをお示しいただけますでしょうか。	経常修繕業務に記載のとおり、日常的に発生する不具合対応だけでなく、本施設(国)の性能・機能を維持するために必要となる修繕については、大小を問わず、事業者が行うこととしています。ただし、用語の定義における「大規模修繕」に該当すると認められる場合に限り、国が大規模修繕として実施します。
32	54	5	5.3	5.3.2.8	交通事故復旧業務b.要求水準	②の事業者の費用負担で行う応急措置とは、警備員による一時的な誘導やカラーコーン設置等の別途費用の発生しない内容との理解でよろしいでしょうか。	「別途費用の発生しない内容」ではなく、施設運営に支障とならない最低限の措置を応急的に実施することを想定しております。警備員による一時的な誘導やカラーコーン設置等は、応急措置にあたります。費用が発生する場合は、事業者の費用負担において実施してください。
33	54	5	5.3	5.3.2.8	交通事故復旧業務b.要求水準	⑤事業者が負担する利便施設(国)の復旧費用については、事業者から原因者に対して費用請求できるとの理解でよろしいでしょうか？	利便施設(国)の復旧費用については、国から規定するものではありません。
34	56	5	5.4	5.4.1.4	業務の実施体制	現状最低限の人員配置として要求されている人数は統括代理人及び統括代理人直属のスタッフ兼統括責任者1名・運営責任者兼維持管理責任者1名・警備員兼交通誘導員及び乗換案内スタッフ1名(繁忙時間は2名)であり常駐になるのでしょうか(市及び国施設において)。常駐の場合は待機場所や夜間常駐の場合は仮眠室などは整備されますでしょうか。	最低限の人員配置として要求している人数は下記になります。あくまで最低限であり、適切な配置をご提案ください。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。常駐は必須とはしていませんが、要求水準を満たすように配置してください。仮眠スペースの整備は想定していませんが提案は可能です。 【共通】 ・総括代理人及び総括代理人直属のスタッフ兼統括管理責任者1名 【新バスターミナル】 ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ1名(繁忙時間は2名) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 (警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能) 【三宮バスターミナル】 ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ 必要人数 (警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能)
35	56	5	5.4	5.4.1.4	業務の実施体制	新バスターミナルと三宮バスターミナルに配置する人員について、統括代理人、統括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者以外は2施設を兼務できないという理解でよろしいでしょうか。	現状の記載ではご理解のとおりです。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
36	56	5	5.4	5.4.1.4	業務の実施体制	実施体制で常駐が必須な人員の名称と人数をお示しいただけますでしょうか。	常駐は必須とはしていませんが、要求水準を満たすように配置してください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
37	56	5	5.4	5.4.1.4	業務の実施体制	実施体制で常駐が必須な人員の名称と人数をお示しいただけますでしょうか。乗換案内スタッフ2名を配置する想定時間帯は何時から何時まででしょうか。	前段について、常駐は必須とはしていませんが、要求水準を満たすように配置してください。後段について、要求水準書(案)p58「繁忙時間帯は常時2名以上配置すること」とおりです。必要と考える時間帯に配置するようご提案ください。
38	56	5	5.4	5.4.1.4	業務の実施体制	乗車券販売や案内所業務について有人ではなくデジタル化することは可能でしょうか。	要求水準書(案)p59「③案内所に窓口案内スタッフを配置する場合は」とおり、有人を必須とはしないため、提案によります。
39	56	5	5.4	5.4.1.4	業務の実施体制	乗車券販売について、SPCとしては場所の提供を行い、設置・管理はバス事業者が実施する形でもよろしいでしょうか。	窓口や機器の設置・管理については、要求水準書(案)p59「a.チケット販売の調整及び運営」に従い、バス事業者が実施することは可能です。
40	57	5	5.4	5.4.2.1.b	運行管理	満空情報等の情報提供とはバス事業者が提供するのでしょうか。仕様をお示しいただけますでしょうか。	バス事業者(国)の利便性が確保できるよう、事業者にて提案・提供してください。
41	57	5	5.4	5.4.2.1.b	運行管理	バス利用者に対してわかりやすい運行ダイヤの案内の想定はサイネージにて実施する想定でしょうか。初期整備の負担区分もお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)p22「運行情報提供設備」を参照ください。要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の運行情報提供設備に該当するものは、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
42	58	5	5.4	5.4.2.3	安全対策業務a.安全対策	④「繁忙時間帯は常時2名以上配置」の繁忙時間帯は、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	59	5	5.4	5.4.2.4	利用者対応業務b.利用者案内、対応	⑤乗車券販売所及び案内所の多言語対応は、サイン等によるもので、配置スタッフの多言語対応は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)p59⑤、p77③「乗車券販売所、案内所、各種サイン、パンフレット等については、多言語対応にすること。」のとおり、サイン、パンフレット等に限らず多言語対応としてください。対応方法は提案によります。
44	60	5	5.4	5.4.2.5	危機管理対応業務	ホールを緊急避難場所、一時滞在施設とするとありますが、どの程度の期間を想定しているかお示しいただけますでしょうか。	ホールは駅やその周辺地域に滞留する多くの「行き場のない人」が災害時に一時退避・滞在するための場所として指定する見込みです。
45	60	5	5.4	5.4.2.6.b	移行対象バス以外の取扱い検討	(国)新バスターミナル(Ⅱ期)完成時点の集約バス便に支障がないことが明らかな場合とはどのように証明すればよろしいでしょうか。	国及び市と事業者の協議によります。現時点の想定については、要求水準書(案)添付資料12(守秘義務対象資料)「発着想定便数と余裕枠」を参考にしてください。
46	61	5	5.4	5.4.2.6.b	移行対象バス以外の取扱い検討	新バスターミナル(Ⅰ期)には降車しない想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
47	61	5	5.4	5.4.2.7.c	三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加	定例会の頻度や回数をお示しいただけますでしょうか。費用(人権費)はSPC負担でしょうか。	要求水準書(案)p61のとおり、エリアマネジメント組織の組成は検討段階であり、エリアマネジメント組織の活動や定例会議等の頻度を現時点で示すことはできません。費用は事業者の負担を想定しています。
48	62	5	5.5	5.5.4	その他留意点	バス管制整備について行うことも可とありますが、現バス会社との協議の結果、マストの設備ではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす運営が可能であれば、整備は必須ではありません。現バス会社との協議結果に基づく記載ではありません。
49	66	6	6.2	6.2.1.2	基本方針	ミント神戸の維持管理を担う企業等とありますが、お示しいただけますでしょうか。	区分所有者である株式会社神戸新聞会館のほか、警備会社、清掃企業、テナント等、維持管理業務の実施にあたり連携等が想定される企業です。
50	67	6	6.2	6.2.1.4	業務の実施体制	維持管理責任者兼運営責任者及び維持管理責任者は新バスターミナルと兼務可能でしょうか。	現状の記載では兼務可能とはしていません。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
51	67	6	6.2	6.2.1.4	業務の実施体制	営業時間中、維持管理業務に係る用途の・・・とありますが、営業時間をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)p15「事業者は自らが実施する業務の計画及び実施内容を踏まえ、適切な営業時間を設定すること」のとおり、適切な営業時間をご提案ください。
52	69	6	6.2	6.2.2.4.b	要求水準	KOBEFreeWi-Fiは業務上も使用可能でしょうか。また、引き継ぐ場合ランニングコストの負担は御座いますでしょうか。	KOBE Free Wi-Fiは使用について制限を設けてはおりませんが、バスターミナル利用者の利便性を考慮の上、ご判断ください。 ランニングコストは、事業者の負担です。
53	69	6	6.2	6.2.2.5.b	要求水準	三宮バスターミナルの夜間営業時間内とありますが、時間をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)p15「事業者は自らが実施する業務の計画及び実施内容を踏まえ、適切な営業時間を設定すること」のとおり、適切な営業時間をご提案ください。
54	69	6	6.2	6.2.2.5	警備業務b.要求水準	②「夜間営業時間内」の夜間とは、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
55	69	6	6.2	6.2.2.5.b	要求水準	新バスターミナルの事務室で警備を一元管理計画も可とありますが、常駐が必要でしょうか。	警備のための常駐は必須ではありません。 ただし、要求水準書(案)p56「営業時間内は、事務室等に最低1名以上、再開ビル(雲井5)の運営を担う企業と連絡可能な人員を配置すること。」は満たしてください。
56	70	6	6.2	6.2.2.6.b	要求水準	すべての廃棄物について、適正に処理とありますが、現状の費用をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
57	70	6	6.2	6.2.2.7.b	要求水準	(市)日常的に発生する不具合以外は大規模修繕で実施と理解でよろしいでしょうか。また、その線引きをお示しいただけますでしょうか。	経常修繕業務に記載のとおり、日常的に発生する不具合対応だけでなく、本施設(市)の性能・機能を維持するために必要となる修繕については、大小を問わず、事業者が行うこととしています。 大規模修繕は、用語の定義における「大規模修繕」に該当すると認められる場合に限りです。
58	71	6	6.2	6.2.2.8	交通事故応急対応業務 b.要求水準	②の事業者の費用負担で行う応急措置とは、警備員による一時的な誘導やカラーコーン設置等の別途費用の発生しない内容との理解でよろしいでしょうか。	「別途費用の発生しない内容」ではなく、施設運営に支障とならない最低限の措置を応急的に実施することを想定しております。警備員による一時的な誘導やカラーコーン設置等は、応急措置にあたり ます。 費用が発生する場合は、事業者の費用負担において実施してください。
59	71	6	6.2	6.2.2.9.b	要求水準	ミント神戸は築30年近く経過し、一般的に大規模修繕が計画されていると存じますが、従前の計画は開示されますでしょうか。	三宮バスターミナルは平成18年11月に供用開始をしており、現時点で築18年程経過しています。 市が作成している施設保全計画書は、募集要項等公表時に示します。
60	71	6	6.2	6.2.2.9.b	要求水準	市の施設において大規模修繕のうち、躯体を除体を除くとありますが、躯体に関しての修繕は建物所有者にて実施する想定でしょうか。	建物躯体の大規模修繕は、本事業の範囲外であり、建物所有者の実施・負担です。
61	73	6	6.3	6.3.1.2	基本方針	休業日を設けず通年営業を行うこと。営業時間を・・・とありますが、営業時間をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)p15「事業者は自らが実施する業務の計画及び実施内容を踏まえ、適切な営業時間を設定すること」のとおり、適切な営業時間をご提案ください。
62	74	6	6.3	6.3.1.3	業務内容	運営責任者1名及び運営副責任者(人数任意)は国施設との兼務可能でしょうか。	現状の記載では兼務可能とはしておりません。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
63	74	6	6.3	6.3.1.3	業務内容	ミント神戸周辺におけるバース増設検討業務、その他関連する会議体の頻度と内容をお示しいただけますでしょうか。	検討中の情報であり、現時点ではお示しできません。詳細は今後の検討になります。
64	75	6	6.3	6.3.2.1.b	運行管理	満空情報提供、バス車両の案内、誘導及びバス車両の入手庫管理について、現状の実施方法をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。ただし、現状の三宮バスターミナルの運営方法にとらわれず、要求水準を満たす適切な運営方法をご提案ください。
65	76	6	6.3	6.3.2.3.a	安全対策	三宮バスターミナルを利用するバス車両の安全運行に努めるためバス車両の入場管理を行うとありますが、現状の実施方法をお示しいただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。ただし、現状の三宮バスターミナルの運営方法にとらわれず、要求水準を満たす適切な運営方法をご提案ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
66	76	6	6.3	6.3.2.3.a	安全対策	交通誘導員や乗降案内スタッフ③・④について、マストになる人数や配置場所、兼務について、お示しいただけますでしょうか。また要求水準として誤りのないよう、体制図としてお示しいただけますでしょうか。	最低限の人員配置として要求している人数は、No.17の回答を参照してください。体制図については、募集要項等公表時に示します。
67	76	6	6.3	6.3.2.4.a	チケット販売の調整及び運営	バス利用者へのチケット販売について、主体SPCかバス事業者かお示しいただけますでしょうか。	指定はありません。要求水準を満たす範囲で、事業者の提案となります。
68	77	6	6.3	6.3.2.4.a	チケット販売の調整及び運営	現在使用中の機器について、現在の所有はどこになりますでしょうか。新バスタ完成後、三宮バスターミナルについても運営業務が移行すると存じますが、全事業者が投資した設備は所有権も移行する想定でしょうか。	現在使用中の自動発券機はバス事業者部会の所有です。バス事業者部会所有のものは、準備業務の中で、事業者とバス事業者部会との協議の上決定してください(要求水準書(案)p65「6.1.2.2.バス事業者部会からの引継ぎ」)。
69	77	6	6.3	6.3.2.4.a	チケット販売の調整及び運営	三宮バスターミナルはⅡ期完成時点では降車便が主となることからありますが、チケット販売及び運営業務は不要になるということでしょうか。	現時点の想定では必須ではないと考えますが、事業者の提案となります。
70	77	6	6.3	6.3.2.4	利用者対応業務b.利用者案内、対応	⑤乗車券販売所及び案内所の多言語対応は、サイン等によるもので、配置スタッフの多言語対応は不要との理解でよろしいでしょうか？	要求水準書(案)p59⑤、p77③「乗車券販売所、案内所、各種サイン、パンフレット等については、多言語対応にすること。」のとおり、サイン、パンフレット等に限らず多言語対応としてください。対応方法は提案によります。
71	77	6	6.3	6.3.2.5	危機管理対応業務	大規模災害やテロの発生時における緊急時対応マニュアルの作成とありますが、現行のマニュアルは引き継ぎますでしょうか。	準備業務の中で、バス事業者部会と協議ください。
72	78	6	6.3	6.3.2.6.b	移行対象バス以外の取扱い検討	(市)新バスターミナル(Ⅱ期)完成時点の集約バス便に支障がないことが明らかな場合とどのように証明すればよろしいでしょうか。	国及び市と事業者の協議によります。現時点の想定については、要求水準書(案)添付資料12(守秘義務対象資料)「発着想定便数と余裕枠」を参考にしてください。
73	80	6	6.4		三宮バスターミナル利便増進事業	現状入居しているテナントをご教示いただけますでしょうか。	三宮バスターミナルに入居しているテナントはありません。
74					添付資料3三宮バスターミナルの概略図面及び特定車両停留施設の範囲図	概略図面では維持管理費用の算出が出来ないため、意匠図・設備図のご開示をお願いいたします。	募集要項等公表時に示します。
75					添付資料15 資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)	デジタルサイネージは必須設備だと考えておりますが、の負担区分についてお示しいただけますでしょうか。	負担区分は事業者です。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
76					添付資料15 資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)	設備監視(カメラ)・ベンチについて初期整備は国となっておりますが、更新費用についても国負担となりますでしょうか。	更新費用は事業者負担です。
77					添付資料15 資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)	公共無線LANの利用料は無しという理解でよろしいでしょうか。	利用料は事業者負担です。
78					添付資料16 資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)	監視設備(カメラ)・バスチケットカウンター備品は現行のバス会社ヒアリングの上、必須設備ではないという理解でよろしいでしょうか。	乗り入れるバス事業者に対して直接のヒアリングはしていません。監視設備(カメラ)は、要求水準書(案)p70「6.2.2.5. b.④」に記載のとおり、機械警備を行う場合は設置してください。バスチケットカウンター備品は、既設のバスチケットカウンターの利用にあたり、必要に応じて設置してください。
79					添付資料16 資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)	公共無線LAN※KOBEEFreeWi-Fi(リース)を・・・が見切れているため修正頂けませんでしょうか。リース利用料がかかるのでしょうか。	「※KOBEE Free Wi-Fi(リース)を利用」です。リース利用料は発生し、事業者の負担となります。

その他質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1					サービス購入料について	現状サービス購入料の支払い等の記載がございませんが、現段階想定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。

実施方針に関する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1	2	2	2.1	(5)	事業方式	昨今の建設費高騰を考慮し、事業取組への判断を行うため、BT方式で行われる内装工事の予定価格の公表を願いたい。	内装工事費の規模については、募集要項等公表時に示します。 なお、実施方針p12のとおり、本事業の優先交渉権者等の選定は、入札ではなく、競争性のある随意契約(公募型プロポーザル方式)によります。
2	5	2	2.1	(6).b)	三宮バスターミナル運営等事業②維持管理業務	②維持管理業務の「大規模修繕業務」について、市所有物を事業者負担にて修繕することとなるため、国と同様に業務内容から外していただきたい。	現状は、要求水準書(案)p71④に記載の内容のとおりです。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
3	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	事業採算性が厳しいため、占用料を0円としていただきたい。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
4	5	2	2.1	(6).d)	三宮バスターミナル利便増進事業	事業採算性が厳しいため、占用料を0円としていただきたい。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)に準じて、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
5	7	2	2.1	(10).b)	維持管理に係る費用負担	事業採算性が厳しいため、維持管理に係る費用の一部を「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に「サービス購入料」として負担いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
6	7	2	2.1	(10).c)	運営に係る費用負担	「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、運営に係る費用の一部をサービス購入料として負担いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
7	7	2	2.1	(10).c)	運営に係る費用負担	再開発ビルに係る管理費は、事業者が負担する費用ではなく、区分所有者である国の負担としていただきたい。	管理費は事業者には負担いただく想定です。
8	8	2	2.1	(11).a)	維持管理に係る費用負担	事業採算性が厳しいため、維持管理に係る費用の一部を「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に「サービス購入料」として負担いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
9	8	2	2.1	(11).b)	運営に係る費用負担	「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、運営に係る費用の一部をサービス購入料として負担いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
10	8	2	2.1	(11).b)	運営に係る費用負担	ミント神戸に係る共益費は、事業者が負担する費用ではなく、区分所有者である市の負担としていただきたい。	共益費は事業者には負担いただく想定です。
11	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料金及び利便施設の利用者から得た収入がプロフィット・ロスシェアの対象とされていない場合、対象にしていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
12	26	8	8.1	(1)	国の事由により事業の継続が困難となった場合	増加費用、運営権対価のほか、本施設への追加投資および利便増進事業への投資に対しても補償いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
13	27	9	9.1	(1)	市の事由により事業の継続が困難となった場合	増加費用、運営権対価のほか、本施設への追加投資および利便増進事業への投資に対しても補償いただきたい。	募集要項等公表時に示します。

実施方針に関する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
14	30	11	11.2		今後のスケジュール(予定)	要求水準公表から参加申請書提出までの期間が1ヶ月しかなく、SPC出資等の経営判断期間を考慮すると短いと思われます。申請書提出期間を3ヶ月程度まで延長願いたい。	ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
15	別紙1-1 リスク分 担表(国) 4				30物価上昇リスク	昨今の建設費高騰を考慮すると4月の要求水準書公表時から実施契約までの間にも工事費が上昇する可能性が高いため、物価変動の基準日を4月の要求水準書公表時としていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
16	別紙1-1 リスク分 担表(国)					負担者の凡例の△について、負担の範囲を可能な限り明確に記載していただきたい。	募集要項等公表時の特定事業契約書(案)にて詳細を示します。
17	別紙1-1 リスク分 担表(国)					再開発会社等の帰責事由、起因によるリスクは、全て区分所有者である国の負担としていただきたい。	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応します。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含まれます。これら全てを国の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。
18	別紙1-1 リスク分 担表(国)					他の区分所有者に帰責事由、起因によるリスクは、全て区分所有者である国の負担としていただきたい。	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応します。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含まれます。これら全てを国の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。
19	別紙1-1 リスク分 担表(国)					特定業務代行者の帰責事由、瑕疵等によるリスクは、全て区分所有者である国の負担としていただきたい。	A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とします。それ以外は、事業者、特定業務代行者との間で協議し、かかる費用負担や費用請求等について、対応いただくことを想定しています。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含まれます。これら全てを国の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。
20	別紙1-1 リスク分 担表(国)					市に起因するリスクは全て国または市の負担としていただきたい。	国と事業者で協議のうえ、国と市との協議に基づき対応します。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含まれます。これら全てを国または市の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。
21	別紙1-2 リスク分 担表(市)					他の区分所有者に帰責事由、起因によるリスクは、全て区分所有者である市の負担としていただきたい。	市と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応します。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含まれます。これら全てを市の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。
22	別紙1-2 リスク分 担表(市)					国に起因するリスクは全て市または国の負担としていただきたい。	市と事業者で協議のうえ、市と国との協議に基づき対応します。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含まれます。これら全てを市または国の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。

要求水準書(案)に関する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1	6	2	2.3	2.3.3	新バスターミナル利便増進事業	事業採算性が厳しいため、利便増進施設の占用料について、「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、「なし」としていただきたい。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあつては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
2	6	2	2.3	2.3.4	三宮バスターミナル利便増進事業	事業採算性が厳しいため、利便増進施設の占用料について、「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、「なし」としていただきたい。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)に準じて、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあつては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
3	13 47 50 53 56 64 67 69 74	3 5 5 5 5 6 6 6 6	3.1 5.2 5.3 5.3 5.4 6.1 6.2 6.2 6.3	3.1.3 5.2.1 5.3.1 5.3.2 5.4.1 6.1.1 6.2.1 6.2.2 6.3.1	(実施体制)	事業採算性が厳しいため、統括管理責任者以外の責任者等の配置も国側と市側の兼務を可能にしたい。	ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
4	22	5	5.1	5.1.3.2	整備方針(3)利便施設(国)の整備方針	運行情報提供設備、自動発券機などの整備が利便事業に位置付けられていますが、バス運行に必要な設備のため、新バスターミナル等運営事業に位置づけていただきたい。	利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
5	62	5	5.5	5.5.4	その他留意点	バス管制設備の設置運用が利便事業に位置付けられていますが、バス運行に必要な設備のため、新バスターミナル等運営事業に位置づけていただきたい。	利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
6	62	5	5.5	5.5.4	その他留意点	デジタルサイネージをバス運行のための情報提供設備と兼用する場合、利便事業ではなく新バスターミナル等運営事業に位置づけていただきたい。 そのうえで、事業者による広告事業を可能にいただきたい。	運行情報提供設備は、利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
7	71	6	6.2	6.2.2.9	大規模修繕業務	市所有施設の大規模修繕については、市の費用負担としていただきたい。	現状は、要求水準書(案)p71④に記載の内容のとおりです。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
8	80	6	6.4	6.4.2	利便施設(市)の設置・運営	運行情報提供設備、自動発券機などの整備が利便事業に位置付けられていますが、バス運行に必要な設備のため、新バスターミナル等運営事業に位置づけていただきたい。	利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
9	81	6	6.4	6.4.4	その他留意点	バス管制設備の設置運用が利便事業に位置付けられていますが、バス運行に必要な設備のため、新バスターミナル等運営事業に位置づけていただきたい。 デジタルサイネージをバス運行のための情報提供設備と兼用する場合、利便事業ではなく新バスターミナル等運営事業に位置づけていただきたい。 そのうえで、事業者による広告事業を可能にいただきたい。	前段について、利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。 後段について、運行情報提供設備は、利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。

実施方針に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1					大規模修繕	大規模修繕は本事業(国)については、事業対象外とする。とありますが、30年間事業の中で大規模修繕は行わない想定でしょうか。その部分も長期修繕計画により提案となるのでしょうか。また、大規模修繕中に使用できない部分(テナントやバスパース)への補填はありますでしょうか。運営事業者は国が行う大規模修繕の仕様について意見、協議可能でしょうか。	前段について、長期修繕計画案作成業務の中で提案に基づき、受発注者で協議して決定します。中段について、現時点では想定していません。後段について、長期修繕計画案作成業務の中で意見、協議となります。
2	2	2	2.1	(5)	事業方式	BT方式で行われる内装工事についての予定価格は公表されるでしょうか。	内装工事費の規模については、募集要項等公表時に示します。なお、実施方針p12のとおり、本事業の優先交渉権者等の選定は、入札ではなく、競争性のある随意契約(公募型プロポーザル方式)によります。
3	3	2	2.1	(5)	事業方式	Ⅱ期工事期間中の運行及び収入調整に係る考え方について	新バスターミナル(Ⅰ期)完了頃の事業着手を目指し、事業化に向けた調整を進めているところです。新バスターミナル(Ⅱ期)工事期間中の新バスターミナル(Ⅰ期)への影響については、今後検討が進んだ段階で示します。
4	3	2	2.1	(5)	事業方式	「再開発ビル(雲井5)に隣接する再開発ビル(雲井6)内に整備する新バスターミナル(Ⅱ期)が事業化された場合には、新バスターミナル(Ⅰ期)及び三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する予定である。」とありますが、新バスターミナル(Ⅱ期)については、将来においても運営権設定対象事業には含めないという理解で良いでしょうか(あくまで地域戦略としての一体運営の概念を示す記載という理解)。	新バスターミナル(Ⅱ期)は、新バスターミナル(Ⅰ期)との一体運営を想定していますが、詳細は今後の検討になります。
5	3	2	2.1	(5)	事業方式	新バスターミナル(Ⅱ期)工事期間中の新バスターミナル(Ⅰ期)の事業に係るマイナス影響に対する補償金(仮称)については上限設定はあるかご教示ください。	新バスターミナル(Ⅱ期)工事期間中の影響については、今後の検討になります。
6	3	2	2.1	(6).a).①	内装整備業務	初期に国や市で設置した設備や什器備品(設備監視やホームドア、待合室のベンチ・ごみ箱など)の更新費用や経年劣化による更新についての交換費用は国および市という理解でよろしいでしょうか。	設置費用負担の如何に問わず、維持管理業務の中で必要な設備や什器備品の更新については、事業者負担です。
7	3	2	2.1	(6).a).①	内装整備業務	注3 本施設(国)に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が費用負担すると思いますが、具体的にはどのようなイメージでしょうか。	実施方針p9「(14)追加投資等の取扱い(国)」のとおりです。具体的には、運営・維持管理期間中に提案があった場合に国との協議により判断します。
8	3	2	2.1	(6)	事業範囲 a)新バスターミナル運営等事業 ①内装整備業務	内装整備業務について設計・施工に予定価格、最低制限価格を設定されるでしょうか?	内装工事費の規模については、募集要項等公表時に示します。なお、実施方針p12のとおり、本事業の優先交渉権者等の選定は、入札ではなく、競争性のある随意契約(公募型プロポーザル方式)によります。
9	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	準備期間の3年間について、配備しなければならない人員は要求されていないという理解でよろしいでしょうか。	具体的な人数設定はしておりません。準備業務の実施に必要な体制を確保してください。
10	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	新バスターミナルにおける旅客案内システム、パース毎のデジタル情報案内板等設置は行政負担での整備、設置を想定されていますでしょうか(資産区分整備表に記載がなかったため)また、バス停を集約するにあたり各バス事業者が使っているバスロケシステムについても集約するイメージでしょうか。(各バス事業者が使っているシステムを統合するには横断的な統括システムが必要になると考えるため)	旅客案内システム、デジタル情報案内板は、行政負担での設置は想定しておりません。要求水準書(案)添付資料15「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)」の運行情報提供設備に該当するものは、事業者負担での設置を想定しています。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。バスロケシステムの集約については、事業者の提案によります。

実施方針に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
11	4	2	2.1	(6).a).②	準備業務	三宮バスターミナルにある旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等の所有権についてはどちらになるのでしょうか。 また、既存の設備やソフトは費用負担無しで選定された事業者が利用できる理解でよろしいでしょうか。	前段について、現施設の旅客案内システム、デジタル情報案内板の所有者はバス事業者部会となります。 後段について、要求水準書(案)添付資料16「資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)」にて財産区分が市のものは使用できます。ただし、維持管理・運営に関する費用は事業者負担です。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。 バス事業者部会所有のものは、準備業務の中で、事業者とバス事業者部会との協議の上決定してください(要求水準書(案)p65「6.1.2.2.バス事業者部会からの引継ぎ」)。
12	4	2	2.1	(6).b)	三宮バスターミナル運営等事業	新バスターミナル(I期)の供用開始が遅延する場合、三宮バスターミナルの供用開始も遅延するといった影響を想定されているかご教示ください。 また、いずれかのバスターミナルの供用開始が遅延した場合、運営権存続期間(国・市)26年間を保持したまま事業全体が後ろ倒しになる認識で良いかご教示ください(または運営権存続期間の短縮/延長)。	前段について、状況を踏まえて判断することを想定しています。 後段について、事業終了年度は後ろ倒しにはできないため、運営権存続期間が短くなります。
13	5	2	2.1	(6).b).②	維持管理業務	三宮バスターミナルにおける現状の維持管理業務、体制(清掃員数や警備員の配置等)、費用についてご教示いただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。ただし、現状の三宮バスターミナルの体制・費用にとらわれず、要求水準を満たす適切な体制・費用をご提案ください。
14	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	「利便施設(国)の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、～」とありますが、「実施義務を負う」利便施設とは具体的に何を指すかご教示ください。	要求水準書(案)p22「表11 利便施設(国)の整備方針」に記載の内容をご参照ください。
15	5	2	2.1	(6).c)	新バスターミナル利便増進事業	事業者が毎年度納付する占有料の算定アプローチとして想定される考え方をご教示ください。また、公共貢献による減免額/率の検討に際して根拠(または参考)となるものがあればご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
16	5	2	2.1	(6).c).d)	利便施設の占有料	公共貢献による減免の考え方をお示しいただきたい。 事業性改善のために占有料を免除にしてください。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占有に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占有料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占有料を免除することとしています。
17	5	2	2.1	(6).d)	三宮バスターミナル利便増進事業	No14同様	要求水準書(案)p80「表15 利便施設(市)の整備方針」に記載の内容をご参照ください。
18	5	2	2.1	(6).d)	三宮バスターミナル利便増進事業	事業者が毎年度納付する占有料の算定アプローチとして想定される考え方をご教示ください。また、新バスターミナル利便増進事業とは異なり、「公共貢献による減免」は予定されていない認識で良いかご教示ください。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占有に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)に準じて、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占有料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占有料を免除することとしています。
19	7	2	2.1	(9)	運営権対価の支払い	バスターミナルの収入源としては、停留料金とテナント賃料が主要な要素となります。これらの収入は不確定要素を含んでおり、経営の安定性と持続可能性の観点から、国や市からのサービス購入料の負担について検討頂けますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
20	7	2	2.1	(9)	運営権対価の支払い	運営権対価の提案額は0円でもよいとの理解(失格とならない)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営権対価にかかる詳細は、検討した結果を募集要項等公表時に示します。
21	7	2	2.1	(9)	運営権対価の支払い	事業の収支見通し及び運営権対価の想定について	運営権対価は0円以上という記載に対し、0円でもよいのかという質問意図を対話にて確認しました。運営権対価は0円でも失格にはなりません。詳細は、募集要項等公表時に示します。

実施方針に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
22	7	2	2.1	(9)	運営権対価の支払い	運営権対価の支払方法は、一括払いのほか、分割払いも可能かご教示ください。また、分割払いが可能な場合、事業年度毎に異なる金額を設定する等も可能かご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
23	7	2	2.1	(10).b)	維持管理に係る費用負担	「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、維持管理に係る費用の一部をサービス購入料として負担していただきたい。	募集要項等公表時に示します。
24	7	2	2.1	(10).C)	運営に係る費用負担	管理組合に支払う管理費の金額は、公募時に示されるという理解でよろしいでしょうか。また、管理組合に支払う修繕積立金は発生しない又は国負担となるという理解でよろしいでしょうか。	管理費の金額設定については、募集要項等公表時に示します。 修繕積立金を管理組合に支払う場合は、国が負担することを想定しています。
25	7	2	2.1	(10).C)	運営に係る費用負担	「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、運営に係る費用の一部をサービス購入料として負担していただきたい。	募集要項等公表時に示します。
26	7、8	2	2.1	(10)(11)	費用負担	国・市の費用負担の考え方について	国・市の費用負担を求める意見であることを対話にて確認しました。 募集要項等公表時に示します。
27	8	2	2.1	(11).a)	維持管理に係る費用負担	費用負担(市)について、大規模修繕のうち、建物躯体を除く壁・天井・床の全面更新及び舗装部分の全面更新の費用は、事前に市と協議の上、市が事業者に対して費用を負担する。とありますが、建物躯体については民間事業者か建物所有者どちら負担となるのでしょうか。	建物躯体の大規模修繕は、本事業の範囲外であり、建物所有者の実施・負担です。
28	8	2	2.1	(11).a)	維持管理に係る費用負担	「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、維持管理に係る費用の一部をサービス購入料として負担していただきたい。	募集要項等公表時に示します。
29	8	2	2.1	(11).b)	運営に係る費用負担	「近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」と同様に、運営に係る費用の一部をサービス購入料として負担していただきたい。	募集要項等公表時に示します。
30	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	停留料金の設定について、何円～何円の範囲となるでしょうか。事業者が、条件に抵触しないと判断し料金設定し、受託した後に条件に反するとした場合、事業の遂行が困難となるため、新バスターミナル停留料金収入の目安と三宮バスターミナルの現状停留料金をご教示いただけますでしょうか。	提示できる情報があれば、募集要項等公表時に示します。
31	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	新バスターミナルのテナント賃料収入の想定金額があればご教示いただけますでしょうか。想定があれば算定根拠。ミント神戸よりも駅からの距離があるため、その点も考慮した想定賃料が再開発ビルのテナント賃料と相違がないかなどご教示いただけますでしょうか。	テナント賃料の設定は、事業者の提案によります。
32	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	幅広いテナントの誘致を実現するため、国・市に支払う占用料については0円とする検討もお願いできればと存じます。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
33	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	プロフィットシェア・ロスシェアの具体的イメージについてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
34	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び收受	「一般公衆の用に供するもの」の認識合わせ及び規定に反する料金であった場合の変更命令に関する強制力について	「一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しない」の詳細を確認する意図を対話にて確認しました。 周辺のバスターミナルで設定されている料金と比較して著しく均衡を失しないものをご認識ください。

実施方針に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
35	8	2	2.1	(12)	利用料金の設定及び収受	<p>停留料金について以下の項目についてご教示ください。</p> <p>①「一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しない」について、本事業において事業者が設定する停留料金と既存の三宮バスターミナルの停留料金との関係性(異なる金額が設定できるか)をどのようにお考えかご教示ください。</p> <p>②「不当な差別的取扱い」について、収受する停留料金はバス事業者毎に異なる料金設定を行うことは可能でしょうか。</p> <p>③近時のインフレ伸長を踏まえ停留料金をインフレ率と連動させることといった検討は可能でしょうか。</p> <p>④道路法第48条の35第2項の規定に反すると国又は市が判断し、事業者に停留料金の変更を命じる場合の料金水準とはどのような金額を示唆しているかご教示ください。</p>	<p>①について、既存三宮バスターミナルと異なる停留料金設定は可能です。</p> <p>②について、国または市が不当な差別的取り扱いがあると判断した場合は、変更を命じることがあります。</p> <p>③について、停留料金は事業者が提案するため、検討は可能です。</p> <p>④について、詳細は国及び市との協議によります。</p>
36	9	2	2.1	(13)	特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)	<p>観光地との連携の観点より、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車(貸切バス)を加えて頂けませんでしょうか。</p> <p>※三宮バスターミナルについても既存貸切バス以外の新規路線の誘致は難しいのでしょうか。</p>	<p>事業目的として、三宮駅周辺に点在する中・長距離バスを集約することを考えており、新バスターミナル(I期)整備時点では集約対象となる中・長距離バスを集約することができないため、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車(貸切バス)を対象とすることは想定していません。</p> <p>三宮バスターミナルについても同様です。</p>
37	9	2	2.1	(14.a).①	追加投資	<p>「追加投資は、特定車両停留施設(国)としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る」とされているが、付帯設備として利用者向けに飲食や物販等を行う施設を増床するなどの投資は可能かご教示いただきたい。</p>	<p>追加投資は、運営・維持管理期間中に提案があった場合に、国との協議により判断します。</p>
38	11	2	2.2	(1)	選定基準	<p>事業者選定にあたっての基本的考え方として、以下の点についてご教示ください。</p> <p>①事業者選定にあたっての評価項目をお示しいただける範囲で具体的にご教示ください。特に、定性評価項目として注目されている点、例えば公共交通施設の運営実績や商業移設等の開発能力等があればお示しいただける範囲で具体的にご教示ください。</p> <p>②定量要素(運営権対価等の経済的要素)・定性要素の割合について、お示しいただける範囲でご教示ください。</p>	<p>募集要項等公表時に示します。</p>
39	12	3	3.1		事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	<p>定性・定量の評価割合や方針があればご教示ください。</p>	<p>募集要項等公表時に示します。</p>
40	14	3	3.3	(1)	応募者の構成	<p>構成企業と協力企業の想定について</p>	<p>構成企業と協力企業について、どのような企業をイメージしているのか。また、運營業務に携わる企業は協力企業でも要件を満たすのかという質問意図を、対話にて確認しました。</p> <p>前段について、SPCの中での役割分担については、各応募グループの中で決めてください。</p> <p>後段について、実施方針p18の要件を満たしていれば、協力企業でも構いません。</p>
41	15	3	3.3	(1)	応募者の構成	<p>本事業に係る業務は、SPCから応募企業、構成企業又は協力企業にのみ委託することができ・とありますが、チケット販売業務などバス会社に委託する場合は各バス会社を協力企業や構成企業としなければいけないのでしょうか。</p>	<p>SPCから直接委託する場合は、構成企業や協力企業である必要があります。</p> <p>ただし、構成企業や協力企業からの再委託は、一部業務を除き、妨げていません。</p>
42	15	3	3.3	(1).イ	応募者の構成	<p>応募グループの構成企業の立場を想定し、以下の点についてご教示ください。</p> <p>①本事業の事業範囲とSPC⇔構成企業との事業範囲は完全にリンクする必要があるかどうか</p> <p>②構成企業はSPCと委託契約又は請負契約を締結する必要があるかどうか</p> <p>③構成企業がSPCから業務を受託するにあたり、構成企業からの常勤役職員の派遣が必要かどうか</p>	<p>①について、実施方針p15の構成企業の定義のとおり、本事業の事業範囲の業務について、SPCから直接業務の受託・請負をする必要があります。</p> <p>②について、構成企業はSPCと委託契約または請負契約を締結する必要があります。</p> <p>③について、事業者の提案によります。</p>
43	18	3	3.3	(3)	各業務に携わる企業に求める要件	<p>c)「少なくとも一者はバスターミナル運営実績を有すること」の一者は構成企業・協力企業いずれの位置付けでも可能か</p>	<p>構成企業・協力企業いずれの位置付けでも可能です。</p> <p>また、実施方針p18(※)にて同時に2両以上停留させることとしている車両は、一般乗合旅客自動車運送事業、もしくは一般貸切旅客自動車運送事業のいずれかで問題ないかという意図を確認しました。</p> <p>いずれかのみの実績でも認められます。</p>

実施方針に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
44	19	4	4.1	(1)	リスク分担の基本的な考え方	「停留料金等の収受が原則自由であることから事業に係るリスクは原則事業者負担が基本」とすることと、2.1(12) a)停留料金の設定に関する条件についての関係性について	停留料金の設定については一般公衆の用に供するものの停留料金に比して均衡を著しく失しないものであることを踏まえ、「本事業に係るリスクは、原則、事業者が負担することを基本とする」内容を見直す余地がないかとの意見を対話にて確認しました。リスク分担の基本的な考え方については、記載のとおりです。
45	19	4	4.1	(4).a)	契約保証金の納付	納付した契約保証金、保証金又は保険金は施設完成後に負担金の支払い(還付)と合わせて支払われるとの理解でよいか確認させていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
46	20	4	4.2	(2).a)	本議決権株式	「国及び市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者」とありますが、金融機関等を想定しておられる背景について確認させていただきたい。	金融機関が事業者に対して融資を行い、融資する金融機関がSPCの株式に対して担保権を設定する場合を想定しています。
47	26	8	8.1	(1)	国の事由により事業の継続が困難となった場合	本施設(国)への追加投資分、利便事業への投資分に対しても補償いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
48	27	9	9.1	(1)	市の事由により事業の継続が困難となった場合	本施設(市)への追加投資分、利便事業への投資分に対しても補償いただきたい。	募集要項等公表時に示します。
49	別紙1					事業者が△になっているものについて、起因者がわかっているものは起因者負担にさせていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
50	別紙1					「上記以外・・・」については、協議事項(国または市及び事業者の双方に○印)としてさせていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
51	別紙1					「他の区分所有者・・・」については、全て区分所有者としての国または市負担としてさせていただきたい。	国または市と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応します。ここでの費用負担とは、協議にかかる人件費等の対応費用も含みます。これら全てを国または市の負担とすることはできません。詳細は、募集要項等公表時に示します。
52	別紙1					同じリスク内容で、国と市で負担者の考え方が異なるものは、国の負担者の考え方に揃えていただきたい。	国と市では、事業内容や施設特性が異なるため、負担者の考え方を全く同じに揃えることはできませんが、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
53	別紙1-1 4	30			物価上昇リスク	「一定範囲以下の物価変動」に関する考え方は？	公共工事約款を参考に設定しますが、詳細は募集要項等公表時に示します。
54	別紙1-1 5	35 37			A工事及びB工事に起因する施設改修の発生	「A工事及びB工事・・・」については、全て実施者としての国負担としてさせていただきたい。	全て国負担とすることはできません。事業者が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因する施設改修は、事業者負担です。
55	別紙1-1 リスク分担表(国)					38物価上昇リスクの負担者は事業者になっていますが、特定事業契約の中で、物価変動に採用する指標(企業向けサービス価格指数等)が示され、改定されるという理解でよろしいでしょうか。26年間の物価上昇リスクを全て入札時に見込むことは難しいため、現時点での想定をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
56	別紙1-1 5 別紙1-2 2	39 25			需要変動リスク	利便増進施設もプロフィット・ロスシェアの対象にさせていただきたい。	募集要項等公表時に示します。
57	別紙1-2 リスク分担表(市)					24物価上昇リスクの負担者は事業者になっていますが、特定事業契約の中で、物価変動に採用する指標(企業向けサービス価格指数等)が示され、改定されるという理解でよろしいでしょうか。26年間の物価上昇リスクを全て入札時に見込むことは難しいため、現時点での想定をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。

要求水準書(案)に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
1	6	2	2.3	2.3.3 2.3.4	新バスターミナル利便増進事業 三宮バスターミナル利便増進事業	国の占用料についての想定と公共貢献の内容についてご教示いただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示します。 なお、国土交通省通達「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」(国道利第11号、国道評第62号、令和5年8月2日)において、運営権の設定が独立型コンセッションにより行われる場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額し、混合型コンセッションの場合には占用料を免除することとしています。
2	11	2	2.7		バスの集約方針	I期及びII期における集約の考え方に関する認識合わせ	要求水準書(案)p11「2.7. バスの集約方針」とおりです。
3	21	5	5.1	5.1.3.2.(1)	運行管理室・事務室	運行管理室・事務室はSPCの事務所としての利用も可能でしょうか。	総括代理人の居場所かつ登記場所としての事務所という意図を対話にて確認しました。運行管理室・事務室をSPCの事務所として利用することは可能です。
4	22	5	5.1	5.1.3.2.(3)	飲食・物販施設(店舗)	兵庫らしさや神戸らしさを演出する店舗を配置すること。とありますが、すべての店舗に当該要件が必要ではなく、一部店舗が条件に合致すれば問題ないのでしょうか。	要求水準としてはご理解のとおりです。兵庫らしさや神戸らしさを演出するために適切な配置をご提案ください。
5	22 62 80 81	5 5 6 6	5.1	5.1.3.2.(3) 5.5.4 6.4.2 6.4.4	利便施設(国)の整備方針 その他留意点 利便施設(市)の設置・運営 その他留意点	運行情報提供設備、自動発券機、バス管制設備などバス運行に必要となる設備等の整備は、新バスターミナル等運営事業に位置づけられるのではないのでしょうか？	利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
6	52~58				実施体制について	現状最低限の人員配置として要求されている人数は統括代理人及び統括代理人直属のスタッフ兼統括責任者1名・運営責任者兼維持管理責任者1名・警備員兼交通誘導員及び乗換案内スタッフ1名(繁忙時間は2名)であり常駐になるのでしょうか。 常駐の場合は待機場所や夜間常駐の場合は仮眠室などは整備されますでしょうか。	最低限の人員配置として要求している人数は下記になります。あくまで最低限であり、適切な配置をご提案ください。ただし、ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。 常駐は必須とはしておりませんが、要求水準を満たすように配置してください。仮眠スペースの整備は想定していませんが提案は可能です。 【共通】 ・総括代理人及び総括代理人直属のスタッフ兼統括管理責任者1名 【新バスターミナル】 ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ1名(繁忙時間は2名) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 (警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能) 【三宮バスターミナル】 ・運営責任者兼維持管理責任者 1名 ・運営副責任者(人数は任意) ・警備員 必要人数 ・交通誘導員 必要人数 ・乗場案内スタッフ 必要人数 (警備員、交通誘導員、乗場案内スタッフの兼任が可能)
7	52~58				実施体制について	新バスターミナルと三宮バスターミナルに配置する人員について、統括代理人、統括代理人直属のスタッフ、統括管理責任者以外は2施設を兼務できないという理解でよろしいでしょうか。	現状の記載ではご理解のとおりです。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
8	52~58				実施体制について	乗換案内スタッフ2名を配置する想定時間帯は何時から何時まででしょうか。	要求水準書(案)p58「繁忙時間帯は常時2名以上配置すること」とおりです。必要と考える時間帯に配置するようご提案ください。
9	52~58				実施体制について	乗車券販売や案内所業務について有人ではなくデジタル化することは可能でしょうか。 乗車券販売についてはSPCとしては場所の提供を行い、設置・管理はバス事業者が実施する形でもよろしいでしょうか。	前段について、要求水準書(案)p59「③案内所に窓口案内スタッフを配置する場合は」とおり、有人を必須とはしないため、提案によります。 後段について、窓口や機器の設置・管理については、要求水準書(案)p59「a.チケット販売の調整及び運営」に従い、バス事業者が実施することは可能です。

要求水準書(案)に関する質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認したい内容	回答
10	54	5	5.3	5.3.2.8.b	交通事故復旧業務_要求水準	②の事業者の費用負担で行う応急措置の内容は、事業者の判断による内容でよく、国より指示等がないものとの理解でよろしいでしょうか？また、事業者から原因者に対して応急措置費用を請求できるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、国からの指示により実施いただく想定ではありません。応急措置の程度としては、施設運営に支障とならない最低限の措置を応急的に実施することを想定しております。(落下物の移動や事故箇所への注意喚起等) 応急措置費用は、要求水準書(案)p54「②自らの費用負担で応急措置を講ずるもの」とおり、自らの費用で実施いただきます。
11	54	5	5.3	5.3.2.8.b	交通事故復旧業務_要求水準	⑤利便施設(国)の復旧費用について、事業者から原因者に対して応急措置費用を請求できるとの理解でよろしいでしょうか？	利便施設(国)の復旧費用については、国から規定するものではありません。
12	59 77	5 6	5.4 6.3	5.4.2.4.b 6.3.2.4.b	利用者案内、対応	サインやパンフレット等は多言語対応とし、配置スタッフは多言語対応は不要という理解でよいのか？	要求水準書(案)p59⑤,p77③「乗車券販売所、案内所、各種サイン、パンフレット等については、多言語対応にすること。」のとおり、サイン、パンフレット等に限らず多言語対応としてください。対応方法は提案によります。
13	60	5	5.4	5.4.2.6	移行対象バス以外の取扱い検討	新規バス路線は、新バスターミナル(Ⅱ期)完成時点の集約対象バス便に支障がないことが明らかなる場合に限るものとする。とありますが、判断はどのようにする想定でしょうか？	国及び市と事業者の協議によります。現時点の想定については、要求水準書(案)添付資料12(守秘義務対象資料)「発着想定便数と余裕枠」を参考にしてください。
14	60	5	5.4	5.4.2.6	移行対象バス以外の取扱い検討	新規バス路線は、新バスターミナル(Ⅱ期)完成時点の集約対象バス便に支障がないことが明らかなる場合に限るものとする。とありますが、判断はどのようにする想定でしょうか？	国及び市と事業者の協議によります。現時点の想定については、要求水準書(案)添付資料12(守秘義務対象資料)「発着想定便数と余裕枠」を参考にしてください。
15	60	5	5.4	5.4.2.6.a 5.4.2.6.b	バス便の移行調整業務	「あり方研究会」で示された方針と運営を行う事業者による決定権の関係性について	要求水準書(案)に記載のとおり、移行調整業務にあたっては、集約方針はあくまで方針であり、各バスターミナルでのバスの発着位置(バース)や発着時刻は、国、市及びバス事業者との調整の場で協議し、事業者が決定してください。ただし、要求水準書(案)p11「2.7. バスの集約方針」については前提条件となります。
16	62 81	5 6	5.5 6.4	5.5.4 6.4.4	その他留意点 その他留意点	デジタルサイネージをバス運行のための情報提供設備と兼用する場合、利便事業ではなく新バスターミナル等運営事業に位置づけられないでしょうか？	運行情報提供設備は、利便増進事業に位置付けられます。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
17	64	6	6.1	6.1.1.4	業務の実施体制	準備・維持管理・運営業務全体を統括して管理する統括管理責任者は、新バスターミナルと三宮バスターミナルの全体に対して配置との理解でよいのか？	要求水準書(案)p13「④上記を満たす限りにおいて、第5章国編に定める統括管理責任者と、第6章市編に定める統括管理責任者は、兼任を可とする。」のとおりです。
18	65	6	6.1	6.1.2.3	バス便の移行調整業務	「あり方研究会」で示された方針と運営を行う事業者による決定権の関係性について	要求水準書(案)に記載のとおり、移行調整業務にあたっては、集約方針はあくまで方針であり、各バスターミナルでのバスの発着位置(バース)や発着時刻は、国、市及びバス事業者との調整の場で協議し、事業者が決定してください。ただし、要求水準書(案)p11「2.7. バスの集約方針」については前提条件となります。
19	67	6	6.2	6.2.1.4	業務の実施体制	維持管理責任者1名は、新バスターミナルと三宮バスターミナルの全体に対して配置との理解でよいのか？	現状の記載では新バスターミナルと三宮バスターミナルで別々の配置を想定しています。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
20	69	6	6.2	6.2.2.5.b	警備業務の要求水準	有人警備もしくは機械警備(併用可)となっていますが、必ずしも有人である必要はない理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
21	69	6	6.2	6.2.2.5.b	警備業務の要求水準	三宮バスターミナルを有人警備とした場合、夜間営業時間内は常時配備とありますが、現状は有人警備でしょうか。夜間含め具体的な配備時間をご教示いただけますでしょうか？	安全管理上の理由で、現状の警備内容について提示することはできません。なお、現状と同様の警備内容とする必要はありません。要求水準を満たす適切な配備としてください。
22	74	6	6.3	6.3.1.4	業務の実施体制	運営責任者1名及び運営副責任者は、新バスターミナルと三宮バスターミナルの全体に対して配置との理解でよいのか？	現状の記載では新バスターミナルと三宮バスターミナルで別々の配置を想定しています。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。
23					添付資料3三宮バスターミナルの概略図面及び特定車両停留施設の範囲図	概略図面では維持管理費用の算出が出来ないため、意匠図・設備図のご開示をお願いいたします。	募集要項等公表時に示します。
24					添付資料16資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市) 大規模修繕区分費用負担	市の財産を修繕する費用は市の負担にしていきたい。実施方針P8、要求水準書P71も同様	現状は、要求水準書(案)p71④に記載の内容のとおりです。ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。

その他質問への回答:対話

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1					新バスターミナル(Ⅱ期)	新バスターミナルはⅠ期とⅡ期一体管理・運営を想定していると理解しておりますが、Ⅱ期の管理運営範囲や配置要求水準が開示されるまでは具体的な提案が出来ないと考えています。現段階の想定(Ⅱ期は別公募か一部になるのか)をご教示いただけますでしょうか。	新バスターミナル(Ⅱ期)は、新バスターミナル(Ⅰ期)との一体運営を想定していますが、詳細は今後の検討になります。
2					参加要件について	特定車両停留施設の運営業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績(※)を有すること。についての緩和について協議したい。	バスターミナル専用施設でなくとも、「一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス、路線バス)及び一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績」がある場合は、バスターミナル運営実績があるものと認めます。 ご意見を踏まえて検討した結果を、募集要項等公表時に示します。